

在園中の各種手続きについて

保育園等は保育の必要性の認定を受けた児童をお預かりする施設です。そのため、保育園等を利用するためには、継続して保育の必要性（1号認定を除く）の認定を受けている必要があります。在園中に、離職等による保育の必要性の事由の変更や、世帯構成等の変更がある場合は手続きを行ってください。

変更手続きに必要な「子どものための教育・保育認定変更申請書（以下、認定変更申請書）」や「就労証明書」（自営業などの方は「就労状況申告書」）、その他の様式はこども保育課窓口や市内保育施設、市ホームページよりご用意ください。

	保護者・家庭の状況	必要書類等
1	勤務先・勤務状況が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 または 就労状況申告書 ・認定変更申請書（保育時間や認定期間の変更を伴う場合のみ）
2	就労時間が変わり保育時間の変更をしたいとき	<ul style="list-style-type: none"> ・認定変更申請書 ・就労証明書 または 就労状況申告書
3	退職をし新たに職を探す（求職または起業準備）をするとき	<ul style="list-style-type: none"> ・認定変更申請書（<u>求職活動要件</u>へ変更） ・求職活動等状況申告書兼誓約書 ・ハローワーク受付票のコピー（起業準備の方は不要です。） <p>※ 認定期間は最大3ヶ月です。3ヶ月以内に就労を開始しない場合は退園となります。</p>
4	体調不良等で仕事をお休み（または退職）するが、体調面から自宅で保育することも難しいとき	<ul style="list-style-type: none"> ・認定変更申請書（<u>疾病・障害要件</u>へ変更） ・（手帳の交付を受ける方）手帳のコピー ・（手帳の交付を受けない方）診断書 ※自宅での保育が困難であることが分かるもの） <p>※ 認定期間は保育が必要と思われる期間です。自宅で保育が可能である場合は当てはまりません。</p>
5	住所が変わるとき（市内転居）	<ul style="list-style-type: none"> ・認定変更申請書
6	住所が変わるとき（市外転出）	<ul style="list-style-type: none"> ・認定取消申請書 <p>※ 転出が決まり次第速やかにお手続きください。（必ず転出前までにご提出ください。）</p> <p>※ 転出後も継続して利用を希望する場合は一度こども保育課へご連絡ください。</p>
7	家庭で保育できるようになったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・認定取消申請書（退園前までにお手続きください。）

8	1ヶ月以上お休みするとき	<ul style="list-style-type: none"> ・休園届及びその証明書類 ※ 原則2ヶ月を超える場合は退園となります。 ※ 休園期間中も保育料や副食費は発生します。
9	在園中に新たなお子様が生まれるとき	<p>【出産予定日がわかったら】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定変更申請書（<u>妊娠・出産要件</u>へ） ・母子手帳（保護者名と出産予定日が分かるページ）のコピー <p>※ 妊娠・出産要件は出産予定日の前2ヶ月～生まれた子が1歳になる月の末日までです。</p> <p>※ 保育時間は出産前2ヶ月・予定月・後2ヶ月の合計5ヵ月間は保育標準時間の利用が可能です。</p> <p>【出産後の手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳（出生日の分かるページ）のコピー ・保育標準時間利用の方：認定変更申請書（産後2ヶ月経過する人は保育短時間への変更が必要です。） ・出生予定月と出生月が異なる場合：認定変更申請書（認定終了期日の変更が必要です。）
10	父親が育児休業を取得するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・認定変更申請書（<u>その他 育児休業要件</u>へ） ・就労証明書等、育児休業期間が証明されているもの
11	母親が育児休業を長期取得（延長）するとき	<p>※ 原則、保育園に在園するきょうだいについても自宅で保育が可能とみなされるため退園となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定取消申請書 <p>※ 在園中の5歳児クラスの子は、就学準備期間として母の育児休業要件での通園が可能です。</p> <p>※ 4歳未満児クラスの子は、子の発達上、環境の変化が好ましくないとき施設長が判断する場合に継続して通園が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定変更申請書（<u>その他 育児休業要件</u>へ） ・就労証明書（育児休業期間が記載されたもの） ・育児休業に関する申立書（施設長の意見が記載されたもの）

12	休業から復職または新たに就労するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・認定変更申請書（就労要件へ） ・就労証明書 または 就労状況申告書 <p>※ 内定や復職予定の場合は復職および就労開始後に改めて証明書の提出が必要です。</p>
13	同居家族の介護（看護）を常時しなくなつたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・認定変更申請書（介護・看護要件へ） ・介護・看護状況申告書 ・診断書、障害者手帳等、介護・看護が必要であることや必要な期間が分かる書類
14	就学が決まったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・認定変更申請書（就学要件へ） ・合格通知（在学証明書等でも可） ・カリキュラム、時間割等 <p>※ 通信講座や趣味の講座は対象となりません。</p>
15	災害に見舞われ復旧活動にあたる時	<ul style="list-style-type: none"> ・認定変更申請書（災害復旧要件へ） ・罹災証明書等、被災の状態が分かる書類
16	世帯構成の変更があつたとき（世帯員増）	<ul style="list-style-type: none"> ・認定変更申請書 <p>【新たに世帯員となった人が父（母）となる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その者のマイナンバー確認書類の写し（課税額の確認ができない場合は課税証明書） ・その者の保育の必要性を証明する書類
17	世帯構成の変更があつたとき（世帯員減）	<ul style="list-style-type: none"> ・認定変更申請書 ・世帯構成の変更を証明する書類 <p>例：戸籍謄本、児童扶養手当受給者証のコピー</p>
18	父（母）のみが単身赴任等で転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・認定変更申請書 <p>変更項目のその他に転出者氏名と転出先をご記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（認定保護者になっている者が転出する場合）変更項目の認定保護者の欄もご記入ください。 <p>※ 認定保護者は市内に住民票のある方</p>
19	市内の他の施設へ転園を希望するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設等入園（転園）申込書 ・保育の必要性を証明する書類（父・母） <p>※ 転園の申請締切は各月入園申込の締切日</p>
20	北杜市立認定こども園 2号認定（保育園部門）から1号認定（幼稚園部門）への変更を希望するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・認定変更申請書 <p>※ 提出締切は各月入園申込の締切日</p>
21	北杜市立認定こども園 1号認定（幼稚園部門）から2号認定（保育園部門）への変更を希望するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・認定変更申請書 ・保育の必要性を証明する書類（父・母） <p>※ 提出締切は各月入園申込の締切日</p>

手続き期間について

手続き内容	手続き期間
市内施設への転園 認定区分の変更 2号認定（保育部門）→ 1号認定（幼稚園部門） 1号認定（幼稚園部門）→2号認定（保育部門）	転園希望月の前月 10 日まで（こども保育課必着） ※10 日が休みの場合は直前の平日まで。
認定内容の変更 例：保育時間、保育を必要とする父（母）の要件の変更	変更希望月の前月 15 日まで ※15 日が休みの場合はその直前の平日まで ※やむを得ず 15 日を過ぎる場合はご相談ください。（月をまたいでしまった場合の変更日はその翌月になります。）
認定内容の変更を伴わない軽度な変更 例：市内住所変更、就労先変更	その都度速やかに届出してください。
世帯構成などの変更	その都度速やかに届出してください。 認定内容の変更は申請があったときの翌月からとします。
認定取消（退園）手続き	取消（退園）日が決まり次第、速やかに届出してください。退園（取消）日の前には届出が必要です。